

埼労基発1226第6号  
令和4年12月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健総合支援センター 殿

埼玉労働局労働基準部長  
(公印省略)

「職場における新たな化学物質規制に関する説明会」開催について（御案内）

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年5月31日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号）」につきましては、その一部が同日施行され、今後、令和5年4月1日又は令和6年4月1日に順次施行を予定しているところです。

この度、埼玉労働局では、別添のとおり、講師として独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター センター長の城内博氏をお招きし、当該改正内容（SDS交付対象物質の拡大、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、化学物質管理専門家の配置要件など）についての説明会（会場又はオンライン選択方式）を開催することになりました。

貴団体におかれましては、傘下会員等に対する本説明会の開催の御案内に、御協力を賜りますようお願い申し上げます。